

論点整理（取りまとめ）（案）に対する意見

（2012.5.9 丸島俊介）

1 「法曹有資格者の活動領域の在り方」について

取りまとめ案は、「法曹有資格者の活動領域の在り方」の標題の下に、官公庁・企業・海外分野などの組織内活動を初めとする新たな分野の活動、及び司法過疎地・消費者・労働などの国民生活に密着した分野についての活動領域拡大の在り方に中心的な論点が集約されているかに見える。

もとより、これらの分野における法曹の活動領域の拡大に向けた方策を検討することは重要な課題であり、それらが実効的に進められる必要があると考えるが、しかし、これらの議論は、法曹の活動領域に関する諸課題の一部を論ずるに止まるものであることに留意する必要がある。

組織内活動等の新たな分野への広がりには極めて重要であるが、それは法曹（弁護士）の活動の一部を構成するものであり、法曹（弁護士）の基本的な役割ともされる裁判部門の充実の課題を抜きにして、国民のための法曹（弁護士）の活動の総体を論じることはできない。

同様に、司法アクセスや裁判制度など、国民が司法・法曹を利用しやすくするための制度的基盤の整備の課題の検討も、また法曹の活動領域の在り方に関わる重要な課題である。

さらに、新たな分野における活動領域拡大の課題は、この10年にわたり取組まれてきたテーマであるところ、本フォーラムにおいて、改めて、こうした分野での活動の必要性を一般的に論ずるに止まらず、現状の課題とこれを克服する実効的な方策が検討される必要がある。

そのような観点から、以下のとおり意見を述べる。

- (1) 本項は、本来は、「法曹の活動領域の拡大」として課題が設定されることが適切であり、このことは司法制度改革審議会意見書の基本的な認識とも合致し、また本論点の説明の中にもその趣旨を見ることができる。

しかしながら、標題を「法曹有資格者の活動領域の拡大」とすることによ

- って、この議論が司法試験合格者で司法修習を経ない者の活動領域問題に傾斜することは、本来の趣旨に沿わないものであり、「法曹」の活動領域拡大の課題を基軸としつつ、それとの関連で法曹有資格者の活動領域問題の検討も進めるべきである。
- (2) 都市部や司法過疎地において高齢者・障がい者の権利問題を初め、埋もれた法的ニーズは多く存在するが、経済的裏付けのないケースが多くあるところであり、これらについては、法律扶助制度を初め、地域住民に対する弁護士による法的支援に関し、行政との連携を初め、財政措置を伴った仕組みの整備が必要である。
- (3) 労働分野において、労働審判事件が増加し国民に利用されていると評価されているが、国民が等しくこのような制度を利用できるようにするためには、裁判所の支部を初め裁判所の人的・物的体制の拡充の必要がある。
- (4) 消費者分野では、自治体を含む消費者行政の充実を図る必要があり、行政と弁護士の連携によりそれぞれの役割に相応しい活動を行うことを通じて適切に消費者の権利擁護が図られるべきである。さらに、少額被害者の権利救済のための裁判制度や法律扶助制度の充実など、制度面での整備を図ることが必要である。
- (5) 一般的な活動領域の拡大の見込を論ずるのに止まるのではなく、これまでの間の活動領域の拡大に向けた関係各機関の取組の到達点を検証し、制度面での必要な措置を図るなど、適切な方策を検討する必要がある。
- (6) 弁護士の基本的な職責は、民事・刑事その他の裁判手続の中で、当事者の権利擁護のためにその役割を果たすということにあり、法曹の活動領域の検討にあたっては、裁判関連分野はその重要な構成要素として、この分野における活動の拡充に向けた検討が必要である（司法制度改革審議会「弁護士の社会的責任（公益性）の実践」、「弁護士の活動領域の拡大」の項目参照）。

すなわち、民事裁判や行政争訟の分野などでは、大幅な法曹人口増加にも拘わらず、労働審判など一部を除き事件数の大きな増加は見られず、国民の裁判制度の利用は必ずしも広がっていない。裁判制度がより市民の利用に結びついたものとなるためには、裁判制度に関わる制度的基盤の整備の状況や司法アクセス改善の状況などについて検討し、必要な制度的・財政的措置を講ずるべきである。

2 「今後の法曹人口の在り方」について

今後の法曹人口の在り方を議論する際には、法曹養成制度の在り方と関連しつつ、法曹の活動領域の拡大状況、法曹需要、国民の司法アクセスの状況等の問題も踏まえて、総合的に検討すべきである。

このことは、司法制度改革審議会意見書が指摘するとおり、司法・法曹に対する各分野の需要の動向など法曹人口に関する社会的要請の状況を検証し、人的基盤と制度的基盤などの諸改革を一体のものとして進める観点から、利用しやすい司法制度に向けた改善の進捗状況などについて検証する必要がある。

これらの検討にあたっては、全国の各機関における法律相談件数の状況、企業その他諸機関の法曹に対する需要、民事・行政訴訟事件等の事件数の動向等、事件数に対応した全国の裁判所の配置状況、審議会で想定された裁判官・検察官増員の状況等の関連事項を検証し、これらを踏まえた検討を行うことが必要である。

3 「法曹養成制度の在り方（司法修習）」について

- (1) 司法制度改革審議会意見書は、集合修習（前期）と法科大学院教育との役割分担の在り方について、今後法科大学院の制度が整備され定着するのに対応して随時見直していくとした。

しかし、法科大学院教育の発足後、前期修習及び導入研修などは廃止され、法科大学院教育のバラツキがある中で、司法修習生は直ちに実務修習に入ることとなり、そのことを巡る混乱も指摘されているところであり、司法修習の導

入部分についてどのような対応が必要か、適切な方策を検討する必要がある。

- (2) 司法修習は、資格試験合格による資格取得後の法曹の導入部にあり、修習内容もそれに即して法曹の職務遂行の現場においてその実務に関わるものであって、学生とは異なる立場にあるが、このような司法修習生の位置付けに相応しい修習生の地位・権限等について明確にする必要がある。

以上